

長崎県軟式野球連盟 専門委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、長崎県軟式野球連盟規約第27条に基づき、事業の適切かつ効率的な遂行を図るため連盟に専門委員会を設け、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会)

第2条 次に掲げるとおり専門委員会を設ける。

専門委員会名	職 務	備 考
総務・強化部	① 連盟規約に関すること ② 事業計画案、予算案の立案に関すること ③ 連盟が主催、主管及び後援する大会の企画運営に関すること ④ 各専門部の業務に関すること ⑤ アマチュア復帰に関すること ⑥ 不正処理(チーム・選手)に関すること ⑦ 会員の資格に関すること ⑧ 強化指定チームに関すること ⑨ 国体強化に関すること ⑩ 公認指導員に関すること ⑪ その他会長が付議した事項に関すること	常任理事
少年・学童部	① 少年・学童に関すること ② 女子野球に関すること	
審判部	① 連盟が主催、主管及び後援する大会の審判に関すること ② 連盟外からの審判員派遣要請に関すること ③ 審判技術の向上に関すること ④ 公認審判員の資格審査、公認に関すること ⑤ 公認野球規則、用具に関すること	

1. 委員は、この連盟の会長、副会長、理事長を除く理事及び会長の推薦する者をもって構成する。
2. 正・副部長は、理事会で選出し、評議員会に諮って会長が委嘱する。
3. 審判部に所属する委員は、公益財団法人全日本軟式野球連盟審判技術指導員及び九州連合会審判技術指導員及び各支部審判部代表委員(各支部1名)とする。
4. 各専門部会の職務に関するものについては、その都度、関係者を集めたプロジェクトチームを結成して対処することができる。

第3条 この規程の改廃については、評議員会の決議を経て行う。但し、評議員会に諮る暇がないときは、理事会で代行することができる。この場合、次の評議員会の承認を得ることとする。

(附則)

この規程は、平成29年3月18日から実施する。